

よくあるご質問

Q 非営利目的の場合も申請が必要ですか？

A 著作権者(白馬村)以外の方が使用する場合は、基本的に申請が必要です。 >> 6ページ参照

Q キャラクターはトリミングできますか？

A 独自にトリミングすることはできません。
「使用できるキャラクターデザイン」をそのまま使用してください。 >> 12~27ページ参照

Q キャラクターの名前は、改行できますか？

A 中黒「・」の箇所での改行し、最大3行までの改行は可能です。 >> 31ページ参照
但し、ロゴタイプ(推奨デザイン)は改行できません。

Q マニュアル規定外の使用が必要な場合はどうしたら良いですか？

A 「白馬村役場 観光課」へお問い合わせください。 >> 8ページ参照

Q 立体化使用をしたい場合はどうしたら良いですか？

A まず「白馬村役場 観光課」へご相談ください。 >> 6ページおよび8ページ参照
※立体化専用の簡易マニュアルをお渡しします。

食品への使用について

食品への使用は、**長野県内で製造または販売**される場合に限りです。

※使用の際は、7ページの「提出書類」をご確認のうえ、申請してください。

※ただしPR効果が見込まれる場合など、例外的に認める場合もありますので、個別にご相談ください。

※食品への使用は、関係法令による表示義務を遵守するとともに製造物責任における責任の所在を明らかにする表示が必要です。

製造 販売	県内	県外
県内	○	○
県外	○	×